

従来台湾に公娼なるものなし。故に密淫売盛んに行われ、これを業となすものは下九流すなわち一賤業たりしなり。しかるに日本領台とともに公娼の規則設けられ、各所に貸座敷および料亭なるものを許したるより密売の風や減じたりといえどもなお各地にこの悪風あり。その甚だしきに至りては処女なれば三夜にして三十六円以上二三千円（偶数の金額）を費やして春を買う放蕩児ありという。真に忌むべきの悪風というべし。

第一節 芸妓

台湾の芸妓の多くは老芸妓・老娼妓が貧困なる家の幼女を買いこれを養い芸を教授し、長ずるに及んで自宅（館持）にあつて芸を売、または客の招きに応じて客席に侍するものと、常に酒楼にありて客の招きに応じて芸を売るものとの二あり。第一に属するものは北部に多く、第二に属するものは中南部に多し。そうして花代は時間を論ぜず宴席の初めより終わりまでを一席となし、幾時間にわたるもその花代同じきものとす。また花代は北部にあつては一席四五円にして、南部は一席二円を定めとす。また出花すなわち「出曲」はその倍価となす。芸妓に自売と子養あり。自売は北部に多く、南部には自売・子養の二様あり。いずれも酒楼において自宅（館持）に居るもの少なし。これ芸妓の多くは北部より出稼ぎとして来るものとして台南在来者の芸妓少なきをもつてなり。北部の芸妓は多く自宅に居るをもつて論なきも、北部より南部に出稼として来れる自売は二円の花代中一円を割き、五十銭は楼主に、五十銭は先生すなわち芸妓の師匠に分かつものなり。楼主はこの五十銭をもつて毎日食事を給し、また居室を与えて居らしむるものとす。ゆえに自売芸妓は衣服および装飾品は自分に購入するも一宴席ごとに一円ずつの収入あるものなり。ただし出曲すなわち出花の際は四円なるも（南部において）うち一円は楼主、一円は先生、一円は小使等に分与するをもつて、結局芸者は一円の収入となるものなり、そうしてこの芸妓に系類すなわち父母または弟妹等あるときは連れ来つて楼中におらしめ、その食事は楼主において該五十銭（又は一円）中にて支出するものなり。一見楼主は不利益なるごときもこの芸妓の居る間は客足多く、したがって楼の繁昌をなしむるものなれば差引利益ありとしてその費用のごときは決して問わざる習慣なりという。子養とは土語これをバク（※漢字では貝扁の右に僕の右側）と称し、年限を定め金円を貸与し芸妓を引取り働かしむるものにして、契約により種々あるもおおむね衣食および化粧品一切を主人持ちとなし、花代全部を主人にて収入するものなり。そうして自前。子養を論ぜず処女にあらざる芸妓の枕料は最低十四円にしてその上は定まりなきものとなす。この枕料はことごとく自己の収入となるものにて、これをもつて自己の好むところの衣服および装飾品を購入するものなり。また本島酒楼には内地料亭のごとく仲居等の雇い人居らざるものとす。

第二節 校書先生

校書先生とは芸を教うるを業となすものにして、北部においては一家を構えて芸を芸妓に教えまた芸妓の養成をなす、南部にありては多く酒楼に起居し一家を構え居るもの少なし、そうして芸妓客の招きに応じて奏曲するときは先生（も）また行きて柏鼓・柏板（その他の楽器を用いて）等を用いて柏子を取りその顧問をなす。この先生の収入は甚だ莫大なるものにして、土人としては真に好職業というべし。

第三節 娼妓

娼妓もまた芸妓と同じく、その多くは老芸娼妓が貧家の幼女を買い養い、成長の後貸座敷に行き春を売るものにしてこれまた自前・子養の別あること芸妓に同じ。そうして南部地方の芸妓は多く北部より来たれるものにして在地の者少なし、売春一夜は二円にして芸妓両用のものは四円なり。また短次（※短い時間で遊ぶこと）すなわち時間は上者は一円にして後者は二円となす。そうして主人との割合は主人六又は七、娼妓四又は三にして主人は居室を与え職を給するものとす。右いずれも貸座敷に居るものなれば料亭に居る芸妓に比し格位はなはだ劣る

ものなり。また貸席に仲居と称するべきものなし。

第四節 待合

本島に待合茶屋と称するごときものなし。ただしひそかに自宅またはある他人の家に他の男女を会合せしめその者らより幾分の報酬を取る「牽講頭 [カヌコンタウ]」と称するものあり。またそのはなはだしきに至りては己れの妻、己れの子等々に他男を媒合するものあり。ここに至って何人も驚かざるを得ざるべく、かくのごときは忌むべきもまたはなはだしき悪風というべし。

第五節 圧煙盤

圧煙盤 [チエフヌポア] とは料亭または娼家にあらざる芸妓の家、すなわち（艫舳・大稻埕（※いずれも台北の地名）等）にあり）内地の館持ちと称するところに遊びたる際は必ず何程かの金を包みてその家に置く。これを圧煙盤という。その起因区々にして因るあたわざるといへども、昔かくのごとき家に遊ぶときはその客を歓待するため芸妓より客に阿片を勧む。客はその返礼として阿片盤に何ほどかの金を置く慣例ありしより出ずという。

第六節 纏頭

本島においては纏頭（※祝儀のこと）といわず、賞銭 [シウチイ]・賞封 [シウホン] または衫帯銭 [サアトアチイ] あるいは単に賞 [シウ] と称す。これ料亭または他のところにおいて芸妓を招き奏曲せしめたる時、何程かの金を祝儀となすをいうものなり。また芸娼妓よりその楼内の走卓（ボーイ）板場などに与える祝儀はこれを小彩 [シオサイ] という。これ「少しく彩る」の意に出ざるものなりという。

第七節 点煙盤

台湾娼家に点煙盤 [チアムフヌポア] と称するものあり。これ内地花柳界の台付というものと同じ、しかれどもその出すものは酒肴にあらざりて鹹酸甜 [キアムスンチイ] と称する塩漬けの果物・酸味ある梅・李および棗・冬瓜などの糖漬け・バナナ・西瓜のたね・煙草・マッチ等を盆に載せて出す。これを点煙盤という。また点煙盤空（点空）、点煙盤実（点実）ということあり。これ「空 [カン]」すなわち空にして台は付くるも泊せざるの意にして、「実 [サアツ]」は台を付けなおい泊するとの意なり。また短次なる語あり、これ短時間を限りて遊興するをいうものなり。

第八節 隠語

本島花柳界に隠語はなはだ多くして一々枚挙するあたわず。また該界にて隠語を僻話という。今その語を挙げて参考に供う。【省略】

なお温焼白（僻）と称するものあり。これ支那雲霄の語というを訛りて温焼白という。一種人の解すべからざるものなるをもって、これに似せ花柳界の暗語として一種異様のものをを用う。その二三を挙げれば左のごとし。【省略】以上一々訳を付するは容易なるも、人をして見るに忍びざるものあるをもっていたずらに訳を付せず。そうして客もしこの巷に遊ぶときは多く北管と称する曲を奏せしめ、宴中盛んに「喝拳」を打ちて興ありとなすものなるも、この音楽の文句は本島語にあらざりて官話を用う（官話といへども真の官話にあらざり。多く校書先生の手記または口伝によれるものなれば訛語多くしてその何意なるやを解するあたわざるものなり）。故に客これを聞くもその意を解せず、はなはだしきに至りては奏者、唱者その何意たるを解せずしてただ口調接調、機械的に奏唱しあるものなるも客はこれを興ありとなす。また宴中筆黒詩歌に興する等は見んと欲するも得べからざるところなり。